

○協議第五号 三役及び教育長の身分の取扱いについて

具体的には町村長で調整するとう案に対して、委員から報酬等も含めて協議会で検討すべきではないかとの意見が出され、継続協議となりました。

提案事項

○地域審議会について

○テレワークセンターの取扱いについて

○第三セクターの取扱いについて

○電算システム事業の取扱いについて
以上、次回協議予定の4項目について事務局から事前説明を行いました。

その他

○委員の交代について

阿蘇町の委員の交代があり、家入賢一委員、谷崎千浪委員、阿部惟品委員に代わり、松永勲委員、家入澄雄委員、高藤拓雄委員が新委員として就任しました。

○市町村建設計画の策定について

今後の新市(町)づくりの基本方針(将来ビジョン)作成にあたって、住民の方々の意見を反映させるため、各世帯を対象としたアンケート調査を実施することで承認されました。

第6回協議会 十二月三日(火)

場所

一の宮町\就業改善センター会議室

協議事項

○協議第一号 合併の期日について

(継続)

自民党の地方行政調査会が「平成十六年三月までの期限とされている市の三万人特例について、現行の合併特例法の期限(平成十七年三月)まで延長する。」という方針を出したことから、こうした国の動きも踏まえ平成十七年三月まで(までも可)ということで見直し調整が行われました。

市制か町制かについては、近年の福祉行政の多様化、業務量の増、将来の高齢化の動きを見たときに福祉事務所の設置は大きな意義を持つといった意見が出されましたが、あくまで町制という意見もあり、次回再度協議をすることになりました。

○協議第四号 中小選挙区導入の必要性について(継続)

新市(町)においては、選挙区を設置するものとするので承認されました。なお、選挙区ごとの定数について、次回の協議会で事務局から説明を行うこととしました。

○協議第五号 三役及び教育長の身分の取扱いについて(継続)

特別職の組織体制、給料、手当等については、類似団体を調査のうえ4町村の長で調整し、協議会で別途協議することで承認されました。

○協議第六号 地域審議会について

地域審議会の権限をもっとはつきりさせるべきではないかと意見が出され、継続協議とされました。

○協議第七号 テレワークセンターの取扱いについて

○協議第八号 第三セクターの取扱いについて

○協議第九号 電算システム事業の取扱いについて

第七号から第九号に関しては、次回協議を行うこととされました。

提案事項

○国民健康保険の取扱いについて

○病院・診療所(直営)の取扱いについて

○新市(町)の事務所設置の方式について

以上、次回協議予定の3項目について事務局から事前説明を行いました。



第7回協議会 一月七日(火)

場所

一の宮町\就業改善センター会議室

協議事項

○協議第一号 合併の期日について

(継続)

これまでの協議と、国の三万人規模の市の特例延長の動きをふまえ、

「阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成十七年三月三十一日までとする。ただし、国において三万人規模の市となるべき要件の特例が延長されない場合は、別途協議する。」ということ承認されました。

○協議第六号 地域審議会について(継続)

地域審議会制度が創設された趣旨が、合併によって旧町村の住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる懸念や不安を払拭しようとするものであることや、前回の協議会の意見を踏まえ、地域審議会の設置に関する事項中に「市長は地域審議会の答申、意見を尊重しなければならぬ」という文言を追加し、新市において地域審議会を合併後十年間設置することで承認されました。

○協議第七号 テレワークセンターの取扱いについて(継続)

テレワークセンター業務については現行どおりとすることで承認されました。

○協議第八号 第三セクターの取扱いについて(継続)

付帯決議として、各団体の株主、出資者等との意見調整を行うという条件を付けた上で「第三セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。」ということ承認されました。(次頁へ続く)